

児童クラブで使用するインターネット回線（W i - F i）の提供（その 1）に係る仕様書

1 概要

(1) 概要

専用施設等の児童クラブにおいて、利用児童がタブレット端末で学習する際に使用するインターネット回線（W i - F i）を提供するもの

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 1 0 月 3 1 日まで

準備期間 契約締結の日から令和 6 年 6 月 3 0 日まで

履行期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 0 月 3 1 日まで（4 0 月）

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約）

(3) 設置場所

122 クラブ（別紙 1 参照）

(4) 設置台数

W i - F i ルーター	122 台
通信回線	122 式

2 仕様

各児童クラブに W i - F i ルーターを設置し、全ての利用児童がタブレット端末で学習できる環境を整備する。

(1) W i - F i ルーターの仕様

仕様項目	仕様内訳
通信規格	モバイル通信規格 5 G 及び 4 G（L T E）に対応していること。
通信速度	ベストエフォート型で次に示す最大受送信速度以上であること。 ・ 5 G：最大受信速度 4. 2 Gbps, 最大送信速度 2 1 8 Mbps ・ 4 G（L T E）: 最大受信速度 1. 7 Gbps, 最大送信速度 1 3 0 Mbps
無線 L A N	2. 4GHz/5GHz に対応し、以下の規格が利用できること。 IEEE802. 11a/b/g/n/ac/ax
状態	新品であること。
暗号化方式	WPA3/WPA2 に対応していること。
最大接続台数	・ 6 0 台以上の同時接続に対応すること。 ・ 接続する同型の端末 6 0 台以上を同時に接続し、一斉ログイン、一斉動画視聴などが正常にできることを確認していること。
保守	・ 履行期間中に発生した端末の不具合、故障、紛失及び盗難に対して、追加費用なしで交換を行うことができること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・無償交換の回数は、制限なしで何度でも交換可能であること。 ・履行期間中において、製品のサポート終了等により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び設定を実施すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国内メーカー製、同一メーカー及び同型番であること。 ・導入するクラブ全てで安定した利用ができること。 ・最低限動作に必要な AC アダプタ等がある場合はそれらを含めること。 ・QR コード接続に対応していること。 ・1年以上の製品保証があること。 ・指定する端末名を記載したラベルを貼付すること。 ・契約終了後に受注者の負担で端末を回収すること。

(2) 通信回線等の仕様

仕様項目	仕様内訳
プロバイダ	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットサービスプロバイダ機能を含むこと。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・通信容量は無制限とすること。 ・月額利用料は、通信の時間及び容量に関わらず定額であること。 ・ベストエフォート型で最大受信速度 4.2 Gbps, 最大送信速度 2.18 Mbps 以上の通信に対応していること。
利用エリア及び規格	<ul style="list-style-type: none"> ・5G及び4G（LTE）の両方が利用可能であること。 ・無線局を自ら開設、運用している者により提供される回線であること。 ・設定場所周辺における安定した通信の提供可否について、事前に確認すること。また、別紙2で指定する拠点については、入札前に現地にて導入予定の機器を用いて実効速度調査を行い、指定された基準速度（40Mbps）を上回ることを確認すること。 ・必要な場合は機器の納入期限までに通信環境改善に関わる対策を実施すること。また、対策に関わる機器の設置などの作業は全て受注者にて実施すること。
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・SSID及び暗号キーについては、こども政策課と協議の上、決定すること。 ・追加で接続したい端末が発生したときは追加可能とすること。
保守	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時は、発注者と連携し調整を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。 ・端末や通信の不具合等について、クラブ職員が直接問い合わせることができる電話窓口を提供すること。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落札決定後直ちに業務スケジュールを作成し、こども政策課と協議すること。 ・受注者は機器一式をクラブに配送し、クラブ職員が機器の設置及び設定作業を行うこととするが、全てのクラブが作業を完了するまで、受注者は責任を持って問い合わせ等に対応すること。 ・設定完了後、クラブごとの設定一覧（クラブ名、コンピューター名、SSID、暗号キー等）を記載した一覧表を提出すること。 ・クラブ移転等により機器の移設等が必要な場合は、別途協議の上対応すること。 ・履行期間前に接続を開始した場合の準備期間における月額利用料は、受注者の負担とすること。
------------	--

3 再委託の申し立て

受注者は、この契約で履行しなければならない業務の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ書類を提出し、事前に発注者の承諾を得なければならない。

4 提出資料

(1) 契約締結後に提出する資料

- ・導入作業計画書

(2) 導入作業終了後に提出する書類

- ・設定内容一覧
- ・機器等マニュアル

5 入札

(1) 利用期間を40月として1月当たりの金額を算定し、その見積もった1か月分の利用料金を、入札価格とすること。ただし、入札書に記載する入札価格には、消費税額及び地方消費税は含めないこと。

(2) 利用料金には、インターネット回線利用料、導入に係る経費、公租公課などの必要な経費を全て見込むこと。

(3) 入札日時

令和6年5月27日（月） 午前10時

(4) 入札場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階302会議室

6 その他

本仕様書に定める事項や、定めがない事項については、発注者と受注者で協議を行い決定すること。

設置場所（児童クラブ一覧）

No	クラブ名	所在地	No	クラブ名	所在地	No	クラブ名	所在地
1	吉田	西佐多町816-1	42	広木	広木一丁目1-80	83	谷山	谷山中央一丁目4389-ハ
2	本名	本名町2738-1	43	広木第二	広木一丁目4-1	84	谷山第二	谷山中央一丁目5027-3
3	宮	宮之浦町932-1	44	広木第三	広木一丁目4-1	85	谷山第三	谷山中央一丁目4389-ハ
4	本城	本城町1696	45	中洲第二	上之園町28-1	86	谷山第四	谷山中央一丁目5027-3
5	南方	川田町1415	46	八幡第二	下荒田三丁目25-1	87	西谷山	西谷山四丁目22-1
6	郡山	郡山町2519-5	47	八幡第三	下荒田二丁目27-12	88	西谷山第二	西谷山四丁目22-1
7	川上	川上町314-4	48	中郡	郡元二丁目4-6	89	西谷山第三	西谷山四丁目22-1
8	川上第二	川上町322	49	中郡第二	郡元二丁目4-6	90	東谷山	魚見町123-1
9	川上第三	川上町322	50	紫原	紫原二丁目24-2	91	東谷山第二	東谷山二丁目21-24
10	吉野	吉野町2445	51	紫原第二	紫原二丁目24-2	92	東谷山第三	魚見町123-1
11	吉野第二	吉野町3046-3	52	西紫原	紫原三丁目50-18	93	東谷山第四	魚見町123-1
12	吉野第三	吉野町2677-1	53	西紫原第二	紫原三丁目50-18	94	和田	和田二丁目2-10
13	吉野第四	吉野町1932-1	54	西紫原第三	紫原四丁目16-4	95	和田第三	和田二丁目2-10
14	吉野第五	吉野町2457-1	55	西紫原第四	紫原四丁目16-4	96	和田第四	和田一丁目28-39
15	吉野東	吉野町5203-1	56	鴨池	真砂本町59-28	97	和田第五	和田一丁目28-39
16	吉野東第二	吉野町6060-3	57	南第二	三和町21-23	98	錦江台	下福元町9236-5
17	吉野東第三	吉野町6060-3	58	宇宿	宇宿四丁目29-16	99	錦江台第二	錦江台一丁目70-1
18	吉野東第四	吉野町5203-1	59	宇宿第二	宇宿四丁目29-16	100	錦江台第三	錦江台一丁目70-1
19	大明丘	大明丘一丁目18-1	60	宇宿第三	宇宿四丁目29-16	101	錦江台第四	錦江台一丁目70-1
20	大明丘第二	大明丘二丁目10-15	61	向陽	向陽一丁目14-1	102	福平	下福元町8019-4
21	大明丘第三	大明丘一丁目18-1	62	向陽第二	向陽一丁目14-1	103	福平第二	平川町819-3
22	清水第二	春日町9-12	63	向陽第三	向陽一丁目14-1	104	福平第三	坂之上七丁目25-43
23	清水第四	池之上町8-6	64	向陽第四	向陽一丁目14-1	105	平川	平川町4375
24	山下	西千石町15-5	65	西伊敷	西伊敷四丁目12-1	106	錫山	下福元町11528-7
25	城南	城南町4-19	66	伊敷台	伊敷台五丁目20-20	107	中山	中山二丁目34-1
26	草牟田	城山二丁目3-1	67	玉江	下伊敷一丁目35-1	108	中山第二	中山二丁目34-1
27	草牟田第二	城山二丁目3-1	68	玉江第二	下伊敷一丁目35-1	109	中山第三	中山二丁目32-21
28	草牟田第三	城山二丁目3-1	69	玉江第三	下伊敷一丁目35-1	110	中山第四	中山二丁目34-1
29	草牟田第四	城山二丁目3-1	70	玉江第四	下伊敷一丁目35-1	111	中山第五	中山二丁目30-3
30	原良	永吉一丁目14-16	71	犬迫	犬迫町5745	112	中山第六	中山二丁目30-3
31	原良第二	原良三丁目5-8	72	皆与志	皆与志町4351	113	桜丘西	桜ヶ丘二丁目30-17
32	原良第三	原良三丁目5-8	73	松元	上谷口町927-4	114	桜丘西第二	桜ヶ丘二丁目35
33	原良第四	原良二丁目1-1	74	松元第二	松陽台町43-2	115	桜丘東	桜ヶ丘六丁目13
34	原良第五	原良二丁目1-1	75	松元第三	松陽台町43-2	116	星峯西	星ヶ峯四丁目9-1
35	西田	薬師二丁目36-11	76	東昌	直木町4281-8	117	星峯西第二	星ヶ峯四丁目9-1
36	武	武一丁目35-31	77	春山	春山町1820-7	118	星峯西第三	星ヶ峯四丁目9-1
37	武第二	武一丁目35-31	78	春山第二	春山町1824-2	119	星峯西第四	星ヶ峯四丁目9-1
38	田上	田上五丁目11-14	79	春山第三	春山町1824-2	120	中名	喜入中名町976
39	田上第二	田上五丁目12-1	80	春山第四	春山町1825-43	121	喜入	喜入町6993
40	西陵	西陵三丁目33-15	81	石谷	石谷町1385-2	122	前之浜	喜入前之浜町7076-2
41	西陵第二	西陵三丁目33-15	82	石谷第二	石谷町1389			

実効速度調査場所

No	クラブ名	所在地
1	吉田	西佐多町816-1
2	東昌	直木町4281-8
3	錫山	下福元町11528-7